

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2020年3月31日
- 【発行者の名称】 株式会社Kips
(英語表記) Kips Co., Ltd.
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役 國本 行彦
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング
- 【電話番号】 03-6386-3484
- 【事務連絡者氏名】 取締役 林 高史
- 【担当 J - A d v i s e r の名称】 宝印刷株式会社
- 【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎
- 【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番8号
- 【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>
- 【電話番号】 03-3971-3392
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
株式会社Kips
- 【公表されるホームページのアドレス】 <http://www.kips.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO

Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	—	56,294	91,283
経常損失 (△) (千円)	—	△16,018	△15,416
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	55,360	64,501
包括利益 (千円)	—	41,807	157,928
純資産額 (千円)	—	398,114	734,382
総資産額 (千円)	—	553,032	988,911
1株当たり純資産額 (円)	—	92.17	134.28
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	1.0 (—)	2.0 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	—	14.07	16.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	66.6	54.3
自己資本利益率 (%)	—	15.0	14.2
株価収益率 (倍)	—	—	21.0
配当性向 (%)	—	7.1	12.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△68,294	△294,064
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	71,916	151,200
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	50,619	212,993
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	95,542	165,671
従業員数 (名) [ほか、平均臨時雇用人員]	— [—]	4 [—]	3 [—]

(注) 1. 当社は、第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第13期の株価収益率は、当社が非上場であるため記載しておりません。

5. 第13期の自己資本利益率は、連結初年度のため期末自己資本に基づいて算出しておりません。

6. 第13期の連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第14期の連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、清友監査法人の監査を受けております。
7. 第14期の1株当たり配当額2円には、TOKYO PRO Market上場記念配当1円を含んでおります。
8. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第14期の期首から適用しており、第13期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、2006年1月に東京都豊島区においてベンチャー企業支援を目的とする会社として設立されました（設立時商号：株式会社インディペンデンツ）。その後、2015年8月に自己投資によるベンチャー企業への投資を開始し、商号も「株式会社Kips」に変更いたしました。2017年3月には本社を東京都千代田区丸の内に移転いたしました。当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概 要
2006年1月	株式会社インディペンデンツ設立
2008年12月	事業機会や資金の提供及び経営サポートを行う人を組織し、ベンチャー企業の総合的な支援をするために、インデペンデンツクラブを発足。機関誌「THE INDEPENDENTS」を創刊
2011年7月	第83回事業計画発表会（株SBCベンチャーサポート解散に伴い事業引継）を開催
2015年8月	株式会社Kips（キプス）に社名変更。自己投資によるベンチャー企業への投資を開始。
2016年1月	インデペンデンツクラブの運営を特定非営利活動法人インデペンデンツクラブへ移管
2017年3月	東京都豊島区から東京都千代田区に本店移転
2017年4月	株主コミュニティ組成
2018年11月	適格機関投資家等特例業務届出業者となる
2018年12月	The Independents Angel投資事業有限責任組合を設立 株主コミュニティ解散
2019年3月	有限責任事業組合Kipsパートナーズを設立
2019年9月	TOKYO PRO Marketに上場

3【事業の内容】

当社グループは、「一人でも多くの人と一緒に、1社でも多くの公開会社を育てる」を活動理念に掲げ、ベンチャーファイナンス事業としてアドバイザー事業及び投資事業、イベント・メディア部門としてイベント事業及びメディア事業を主な事業としており、起業家とその企業の成長支援に取り組んでおります。2018年12月、創業又は成長初期段階にある中小企業等（設立5年未満）を主な投資対象としたベンチャーファンド「The Independents Angel投資事業有限責任組合」を設立しました。また、2019年3月には、ファンド運用を目的に有限責任事業組合Kipsパートナーズを設立しております。当社は、有限責任事業組合Kipsパートナーズの組合業務執行責任者として同組合に8百万円出資(出資比率80%)しております。

【ベンチャーファイナンス事業】

(1) アドバイザー事業

ベンチャー企業の資本政策に関する助言（第三者割当増資又は株式移動に関する引受先の紹介及びアドバイス、並びに資本業務提携先、株式譲渡先又は事業の売却先に関するアドバイス）を行っております。

(2) 投資事業

ベンチャー企業への投資、投資事業組合の組成及びその管理・運営並びに投資事業組合の無限責任組合員である有限責任事業組合Kipsパートナーズの組合業務執行責任者として投資先の選定及び育成支援を行う他、その活動に付随して生じる収益事業について積極的に取り組んでおります。

【イベント・メディア事業】

(1) イベント事業

特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の事業計画発表会に加え、自治体や事業会社のベンチャー企業支援に関するイベントの運営受託を行っております。

(2) メディア事業

当社が発行する月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の記事制作及び広告掲載を行い、無償配布を行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (千円)	主要な事業の内容	出資割合 (%)	関係内容
(連結子会社) The Independents Angel投資事業有 限責任組合 (注) 1、3	東京都 千代田区	440,000	ベンチャー ファイナンス事業	52.0	-
有限責任事業組合 Kipsパートナーズ (注) 2、3	東京都 千代田区	10,000	ベンチャー ファイナンス事業	80.0	-

- (注) 1. 当社は、有限責任組合員として出資しております。
 2. 当社は、組合業務執行責任者として出資しております。
 3. 特定子会社に該当します。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
イベント・メディア事業	1
ベンチャーファイナンス事業	2
全社(共通)	
合計	3

(注) 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であり、ベンチャーファイナンス事業を兼務しております。

(2) 発行者の状況

2019年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
3	44.6	4	3,882

(注) 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

セグメントの名称	従業員数 (名)
イベント・メディア事業	1
ベンチャーファイナンス事業	2
全社(共通)	
合計	3

(注) 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であり、ベンチャーファイナンス事業を兼務しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

当連結会計年度における株式市場は、日経平均株価は20.5千円～22.0千円のレンジで上下を繰り返す展開でしたが、年末にかけて米中貿易交渉の進展の期待が高まるにつれて、日経平均株価は堅調に推移しました。一方で、新規上場社数は当連結会計年度において86社(TOKYO PRO Marketを除く)にのぼり、前年比4社減となりました。

このような環境の中、当社が運営する「The Independents Angel 投資事業有限責任組合」から、当連結会計年度に10社への投資を実行いたしました。

また月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の広告掲載並びに記事制作業務や特定非営利活動法人インデペンデントが主催する事業計画発表会の支援、自治体や事業会社のベンチャー支援に関するイベント企画・運營業務も積極的に行い、収益の拡大、安定を図ってまいりました。

このほか、営業投資有価証券の売却、投資損失引当金の計上、投資有価証券の売却、投資有価証券の評価損の計上を行いました。

以上の結果、売上高は91,283千円(前年同期比62.2%増)、営業損失は15,451千円(前年同期は営業損失16,970千円)、経常損失は15,416千円(前年同期は経常損失16,018千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は64,501千円(前年同期比16.5%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【ベンチャーファイナンス事業】

① アドバイザー事業

当期ファイナンス・アドバイザー契約先は5件(前期6件)、セグメント売上高は2,111千円(対前連結会計年度比71.8%減)となりました。

② 投資事業

上場投資先1社の株式売却と投資先からの配当収入等により、セグメント売上高は55,679千円(対前連結会計年度比361.1%増)となりました。

【イベント・メディア事業】

① イベント事業

特定非営利活動法人インデペンデントクラブ主催の事業計画発表会に加え、自治体や事業会社のベンチャー支援に関するイベント企画運営によってセグメント売上高は13,822千円(対前連結会計年度比10.0%減)となりました。

② メディア事業

当期の月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の広告掲載及び記事制作に関する売上は、広告掲載企業数及び動画広告企業数を期中に4社獲得いたしました。契約解除が3社あったため、セグメント売上高は19,670千円(対前連結会計年度比8.0%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却により税金等調整前当期純利益が108,107千円となりましたが、営業投資有価証券の増加247,840千円、投資有価証券の売却150,820千円により結果として、294,064千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却151,270千円、敷金及び保証金の差入れによる支出70千円により151,200千円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の新規借入が25,000千円並びに非支配株主からの払込みが192,000千円あったことにより、結果として212,993千円の収入となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2)受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3)販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
ベンチャーファイナンス事業	57,791	+195.6
イベント・メディア事業	33,492	△8.9
合計	91,283	+62.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	13,000	23.1	14,400	15.8
個人（注）2	9,270	16.5	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社とは利害関係のない外部の第三者であり、当社で保有していた有価証券を一般的な取引と同じ条件で売却しております。

3【対処すべき課題】

当社は少人数による事業運営を行っていますが、業務の拡充のためには内部人員の確保と外部リソースの活用が重要になります。さらにベンチャー企業への投資事業を今後の中核事業としていく計画であり、そのためにはイベント事業・メディア事業などの既存事業の安定収益体制を確立すると同時に、当社自身の資金調達力が課題となります。また、投資先企業の事業支援、投資資金回収のために、事業提携先との連携を強化する必要があります。

この課題に対処するため、以下の計画を推進しております。

(1) 内部人材の確保と教育

当社事業の推進には、営業体制及び内部管理体制の強化が不可欠と考えており、内部人材の人員増強に努めております。また、継続的な教育の徹底により、新入社員の早期戦力化や中堅社員の能力向上に取り組むことにより、強固な社内体制を構築していく所存であります。

(2) 外部リソースの活用

当社はベンチャー企業の資本政策に関するアドバイスをを行う等、知識・経験・情報力等を必要とする事業を行っており、そこでは資格や専門性を有する外部人材が不可欠となります。また、NPO法人や自治体等から受託を受け、北海道から沖縄までの全国主要都市においてイベント（セミナー）を開催・運営しており、その会場は外部施設（リソース）を活用しております。今後も当社は、外部リソースを積極的に活用することにより事業運営を行っていく所存であります。

(3) 経営環境及び経営戦略並びに対処すべき課題

当社グループには、「第3 事業の状況 4 事業等のリスク (5) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当該事象等を解消するために、「第3 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載した対応策の実施により、収益ベースの積み上げや資金調達を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 業界の動向について

当社グループが属するベンチャーキャピタル業界の動向は、新規株式公開企業（IPO）の件数に大きく依存します。新規株式公開企業の増減は、国内景気動向に大きく影響されますが、その他にも何らかの事情により株式公開基準が厳格化されること等によって当社の業績に影響が出る可能性があります。

② 法的規制および規制当局における監督について

当社グループが運用するベンチャーファンドは、2016年3月1日に施行された「金融商品取引法の一部を改正する法律」に基づく、いわゆるプロ向けファンド（適格機関投資家等特例業務を行うファンド）のベンチャーファンド特例として届出を行っており、出資者要件などの法的規制を受けております。また、その管理運営についても、金融商品取引法の規制を受けております。

当該要件を満たせない事象が発生した場合や適用法令の変更等何らかの理由により当該業務の要件に該当しなくなった場合には、当社の業務遂行に支障をきたす可能性や、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループとしては、コンプライアンス態勢及び内部管理体制の水準の維持・確立に継続的に取り組んでまいりますが、監督当局からの行政上の指導や処分を受けるような事態が生じた場合には、その内容によっては、営業活動に制限を受け、当社のファンド管理運営業務に支障をきたす可能性もあります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 投資事業について

当社は、設立以来、「一人でも多くの人と一緒に、1社でも多くの公開会社を育てる」ことを経営理念として、ベンチャー企業の経営者、ベンチャー企業のサポートを行う専門家を組織化して様々な活動を行うことを主たる業務としてきたことから、今後、主たる事業として取り組むベンチャー企業への投資業務に関する十分な経験と実績を当社が有しているとは言えず、投資が計画どおりに進捗しない可能性があります。

② 当社グループの出資の性格について

当社グループは、投資資金が潤沢とは言えず、また同業他社との差別化を図るという方針のもと、スタートアップの段階で少額の投資を行うことを計画しております。従って、当初の計画よりも投資資金の流動化に時間を要することや、投資先の経営状況が大きく悪化すること等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 企業発掘力について

当社グループは、設立以来行ってきたイベント事業及びメディア事業によって培われたベンチャー企業関係者とのネットワークを通じて、有望なベンチャー企業への投資機会を得る計画です。しかしながら、投資検討候補先企業が十分に集まらないことで投資計画の進捗が遅れる

可能性があります。

④ 審査責任について

当社グループは、まだ小規模であり、投資候補先への投資を決定するため調査審査機能を十分に有しているとは言い難い状況にあります。その課題に対処するために、当社では、投資判断に際し、投資委員会（当社代表取締役國本行彦及び取締役細窪政並びに外部専門家3名の計5名で構成）を設置することとしていますが、それでも投資先を決定するための審査体制が不十分である可能性があります。

⑤ 競合について

当社グループが運営する「The Independents Angel 投資事業有限責任組合」は、いわゆるプロ向けファンド（適格機関投資家等特例業務を行うファンド）として、2018年11月2日に関東財務局に届出を行い受理されました。本書公表日現在では、当社グループ及び適格機関投資家による出資金総額440百万円で運営しております。ベンチャーキャピタル業界には、様々な経営母体、規模の大小、専業・兼業の別、投資方針及び投資対象の異なる無数の企業が存在します。当社グループは、全国の独立系・小規模・スタートアップ企業を中心に業種を問わず投資を行う計画ですが、同様な競合他社も数多く存在することから、有望な企業に投資できない可能性があります。

⑥ 特定非営利活動法人インデペンデンツクラブとの関係について

2016年1月に、当社が運営していた任意組織インデペンデンツクラブの会員事業、及び同クラブが運営する事業計画発表会は、新たに設立された特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ（以下「同法人」という。2015年11月に設立）に移管されました。当社は、同法人の設立母体であり、同法人の事業運営を支援する中心的会社であり、下記のとおり密接な関係があります。万一、同法人の活動を停止せざるを得なくなった場合又は継続できなくなった場合は、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社と同法人の業務分担や権利関係は明確化され友好的に業務を進めております。当社が特定非営利活動法人である同法人から不当に収益を得ているとの誤解が生じた場合、当社の業務に支障が生じる可能性があります。

1) 事業及び取引の関係について

当社イベント事業では、同法人が主催する事業計画発表会の運営業務及び会員事業の管理業務を受託しております。また、当社メディア事業では、当社が発行する月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」を無償配布しております。

当社イベント事業における取引関係については、当社は同法人から当連結会計年度（2019年1月1日～2019年12月31日）においては9,400千円の収入を得ております。なお、イベント事業における同法人以外からの収入（当社が独自に開拓した自治体等からの受託収入）が当連結会計年度（2019年1月1日～2019年12月31日）において4,422千円あります。

当社メディア事業は、月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」に係る収入であり、当社は、広告主から広告掲載料を得て月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」に広告を掲載します。この月刊情報誌は、ベンチャー企業にとって有用な情報を掲載した情報誌ですが、同法人の運営状況等も紹介し、無償配布しております。なお、広告主の開拓はすべて当社が行い、同法人は関与しておりません。

2) 人的関係について

当社代表取締役の國本行彦は、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブの理事を兼務（2018年9月に専務理事より理事に役職変更）しておりますが、國本行彦は同法人から

報酬は得ておりません。当社前監査役 秦信行（2019年3月18日辞任）は、2018年9月まで特定非営利活動法人インデペンデンツクラブの監事を兼務しておりましたが、2019年6月に同法人の顧問に就任、同年7月より代表理事に就任しております。

⑦未上場ベンチャー投資について

当社グループは、未上場ベンチャー企業の株式等を投資対象としております。未上場企業は、一般に収益基盤や財務基盤が不安定であり、経営資源に制約があること等から、景気や市場動向、競争状況等の影響を受けやすく、経営の不確実性が高くなります。そのため、未上場株式等への投資には以下のようなリスクが存在し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- 1 投資によってキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約がないこと。
- 2 投資によっては、キャピタルロスが発生する可能性があること。
- 3 上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ること。

そのため、未上場段階で売却する場合は、当社が希望する条件で売却できない可能性があること。

⑧上場株式等の株価変動リスク

当社のベンチャー投資は長期保有を原則としており、株式上場後に一定の株式を売却して投資元本を回収した後も、投資有価証券として継続保有しております。従って株式市場の動向によって投資有価証券評価額が変動するリスクがあり、当社の資金計画にも影響を与える可能性があります。

⑨当社グループ内での利益相反取引について

当社が運営するベンチャーファンドの投資先に対して当社が上場支援コンサル等を行う場合は、当該ファンド出資者より承認を得る必要があります。この承認が得られない場合には、当社ベンチャーファイナンス事業に影響を与える可能性があります。

（3）事業体制に関するリスク

① 小規模な組織であること

当社は、公表日現在において、役員4名（非常勤3名を含む）、従業員2名の小規模な組織であり、事業計画が順調に進まない場合、会社の存続に支障が生じる可能性があります。また、当社の内部管理システムに支障が生じた場合、予期せぬ訴訟に巻き込まれた場合、甚大な災害に見舞われた場合に関しても、一時的に業務に支障が起こる可能性があります。

② 特定の経営者への依存

当社の創業者の國本行彦は、当社設立以前の手ベンチャーキャピタルでの投資経験と実績を活かし、インデペンデンツクラブを立ち上げ、数件のベンチャー投資にも実績を出してまいりました。他の役員もベンチャーキャピタル出身であります。しかしながら、今後事業を進めるにあたり、國本行彦の経験、実績に負うところが多く、國本行彦が何らかの事情で当社の事業を続けることができなくなった場合、当社の事業計画が大きく変化する可能性があります。

③ 人材の確保および育成について

ベンチャー投資は、事業の将来性及び経営者の資質等を判断し、投資を決定するという業務であり、経験者を育成するには時間を必要といたしますが、当社の業容拡大に伴い、経験者の採用が順調に進まず、投資の進捗に支障が生じる可能性があります。

④ 重要な訴訟事件の発生

本書公表日現在において、当社に対し重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重要な訴訟等が発生し、当社に不利な判断がなされた場合には、当社の財政状態及び経営等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 役職員による過誤及び不祥事並びに情報漏洩に係るリスクについて

当社は、社内業務手続きの確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じております。（また、社内規定やコンプライアンス研修の実施により役職員が徹底して法令を遵守するよう指導に努めております。）しかしながら、人為的なミスを完全に排除することはできず、また、役職員個人が詐欺、機密情報の濫用、その他の不祥事に関与し、法令に違反する可能性を否定することはできません。内部者又は不正なアクセスにより外部者が、顧客又は当社の機密情報を漏洩したりするリスクも完全に排除することはできません。

このような役職員等による過誤や不祥事等、又は情報の漏洩や悪用が発生した場合、当社が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局からの行政処分を受け、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により、当社に事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 個人情報管理に係るリスクについて

当社では、事業活動を通じて取得した個人情報及び当社役職員に関する情報を保有しており、個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」を策定の上、細心の注意を払っております。しかしながら、万一、当社の保有する個人情報が外部に漏洩した場合又は不正使用された場合には、当社が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局からの行政処分を受け、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により、当社に事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ スtock・オプション制度に係るリスクについて

当社は、企業価値の向上を目指す経営を意識することや、役職員インセンティブを高めることを目的として、Stock・オプション制度を採用しており、役職員に新株予約権を付与しております。本書公表日現在、新株予約権の目的となる株式の数は70,000株であり、同日現在の発行済株式総数3,998,600株に対して1.75%に相当しています。新株予約権を付与された役職員がこれを行使し、当社が新株を発行した場合には、1株当たり利益が希薄化することになります。

⑧ システムに係るリスクについて

当社の会計システムや情報管理システムについては、コンピュータウィルス感染、サーバー等への不正アクセス防止及びデータ保全のバックアップ等を自社及び外注システム会社との協力により対策を実施しています。しかし不測の事態の場合には、業務遂行支障、損害賠償や社会的信用の低下等により、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 関連当事者取引について

「第6 経理の状況 関連当事者情報」に記載のとおり、当社は金融機関からの借入金について、役員による債務保証を受けております。上記取引は、いずれも取締役会において利益相反取引に係る承認決議を経た上で行われております。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度におきまして、営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また連結財務諸表において2期連続して営業損失を計上していることから、継続企

業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、「第3 事業の状況 7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5)事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載した対応策の実施により、継続企業の前提に関する重要な不確実性には該当しないものと判断しております。

(6) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合は、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 1 年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算

(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないこと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は、584,616千円（前連結会計年度末215,531千円）となりました。増加の原因は、現金及び預金が70,128千円、営業投資有価証券が318,810千円増額したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は、404,295千円（前連結会計年度末337,501千円）となりました。増加の原因は、保有する投資有価証券の増加66,724千円によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は、86,337千円（前連結会計年度末52,930千円）となりました。増加の原因は、主に資金調達により短期借入金が25,000千円増加並びに課税所得の増加により未払法人税等が9,663千円増加したこと、並びに未払消費税等の増加536千円によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は、168,190千円（前連結会計年度末101,987千円）となりました。増加の原因は、保有する投資有価証券の時価評価に伴う繰延税金負債が56,542千円増加したことと長期預り金が9,661千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は734,382千円（前連結会計年度末398,114千円）となりました。増加の原因は、親会社株主に帰属する当期純利益64,501千円を計上したこと及び非支配株主持分が167,863千円増加したこと等によるものであります。なお、純資産には投資事業組合の組合員の持分である非支配株主持分等が含まれるため、これらを控除して算出した自己資本は536,945千円（前連結会計年度末368,538千円）、自己資本比率は54.3%（前連結会計年度末66.6%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご覧ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社グループは、当連結会計年度におきまして、営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また連結財務諸表において2期連続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、当社グループにおいては、

- ・ベンチャーファイナンス事業においては、資金調達に関するアドバイザリー業務売上高を伸ばすべく、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブでの事業計画発表企業を中心に積極的な営業活動の展開
- ・イベント・メディア事業においては、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の事業計画発表会以外の共催イベント等を企画するとともに、機関誌「THE INDEPENDENTS」への広告出稿営業を強化
- ・投資有価証券に含まれる上場株式の売却による資金調達を行い、当社グループが運営するファンドへ出資することで、キャピタルゲインを得る仕組みを構築するとともに、業績安定企業への投資を行い、安定的なインカムゲインを収受する
- ・金融機関からの借入による資金調達を行い、営業活動の強化に投入するとともに、経営管理コストの継続的な見直しを行う

等の対応を行ってまいります。

第4【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

設備投資は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

該当事項はありません。

(2) 子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2019年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,000,000	11,001,400	3,998,600	3,998,600	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	15,000,000	11,001,400	3,998,600	3,998,600	—	—

(注) 1. 2019年3月18日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より8,600,000株増加し、15,000,000株となっております。

2. 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式70,000株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2019年12月31日)	公表日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	775	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,500	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200	同左
新株予約権の行使期間	2021年3月19日から 2031年3月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格200 資本組入額100	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の相続はこれ	同左

	を認めない。 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 (以下、「付与株式数」という。) は 100 株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端株は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (又は併合) の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年 5月19日 (注) 1	普通株式 270,000	普通株式 3,258,600 A種種類株式 600,000	13,500	51,855	13,500	13,500
2017年 6月1日 (注) 2	普通株式 50,000	普通株式 3,308,600 A種種類株式 600,000	2,500	54,355	2,500	16,000
2017年 8月25日 (注) 3	普通株式 20,000	普通株式 3,328,600 A種種類株式 600,000	1,000	55,355	1,000	17,000
2018年 12月3日 (注) 4	普通株式 70,000	普通株式 3,398,600 A種種類株式 600,000	7,000	62,355	7,000	24,000
2018年 12月12日 (注) 5	普通株式 600,000 A種種類株式 △600,000	普通株式 3,998,600	—	62,355	—	24,000

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格100円 資本組入額13,500,000円

主な割当先 (株)エナテック、(株)イノベーション・エンジン、他28名

(注) 2. 有償第三者割当 発行価格100円 資本組入額2,500,000円

主な割当先 (株)AGSコンサルティング、PE&HR(株)、個人2名

(注) 3. 有償第三者割当 発行価格100円 資本組入額1,000,000円

主な割当先 (株)ストライク、第一勧業信用組合

(注) 4. 有償第三者割当 発行価格200円 資本組入額7,000,000円

主な割当先 (株)ストライク、個人1名

(注) 5. 定款に基づきA種種類株式の取得条項を行使したことにより、2018年12月12日付でA種種類株式600,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式600,000株を交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種種類株式をすべて消却しております。

(6) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団 体	金融 機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	10	—	—	34	45	—
所有株 式数 (単元)	—	100	—	1,570	—	—	38,316	39,986	—
所有株 式数の 割合 (%)	—	0.3	—	3.9	—	—	95.8	100	—

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有 株式数の割合（%）
國本行彦	東京都豊島区	2,735,000	68.40
國本政子	東京都豊島区	600,000	15.01
國本優子	東京都豊島区	239,000	5.98
株式会社ストライク	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号 大手町 フィナンシャルシティ グランキューブ18階	60,000	1.50
朝日義明	東京都港区	33,000	0.83
株式会社 AGS コンサル ティング	東京都千代田区大手町 1丁目9番5号 大手町 フィナンシャルシティ ノースタワー24F	30,000	0.75
林高史	愛知県名古屋市名東区	23,000	0.58
株式会社エナテック	和泉市テクノステージ 3丁目10番10号	20,000	0.50
奥村晴英	東京都大田区	20,000	0.50
重松宗久	岐阜県各務原市	20,000	0.50
計	—	3,780,000	94.53

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,998,600	39,986	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,998,600	—	—
総株主の議決権	—	39,986	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年3月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、監査役1、従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は株主総会である旨を定款に定めておりましたが、2020年3月23日開催の定時株主総会において、取締役会決議によって中間配当を行うことができる旨の定款変更を決議しております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり1円の配当（普通配当）を行うとともに、当社のTOKYO PRO Market上場を記念いたしまして1株当たり1円の記念配当を実施することといたしました。

内部留保資金の使途については、今後の事業展開への備えとして投入していくこととしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
2020年3月23日定時株主総会	7,997	2

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
最高（円）	—	—	340
最低（円）	—	—	340

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2019年9月20日に東京証券取引所TOKYO PRO Market へ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
最高（円）	—	—	340	—	—	340
最低（円）	—	—	340	—	—	340

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2019年9月20日に東京証券取引所TOKYO PRO Market へ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. 2019年10月、2019年11月については、売買実績がありません。

5【役員の状況】

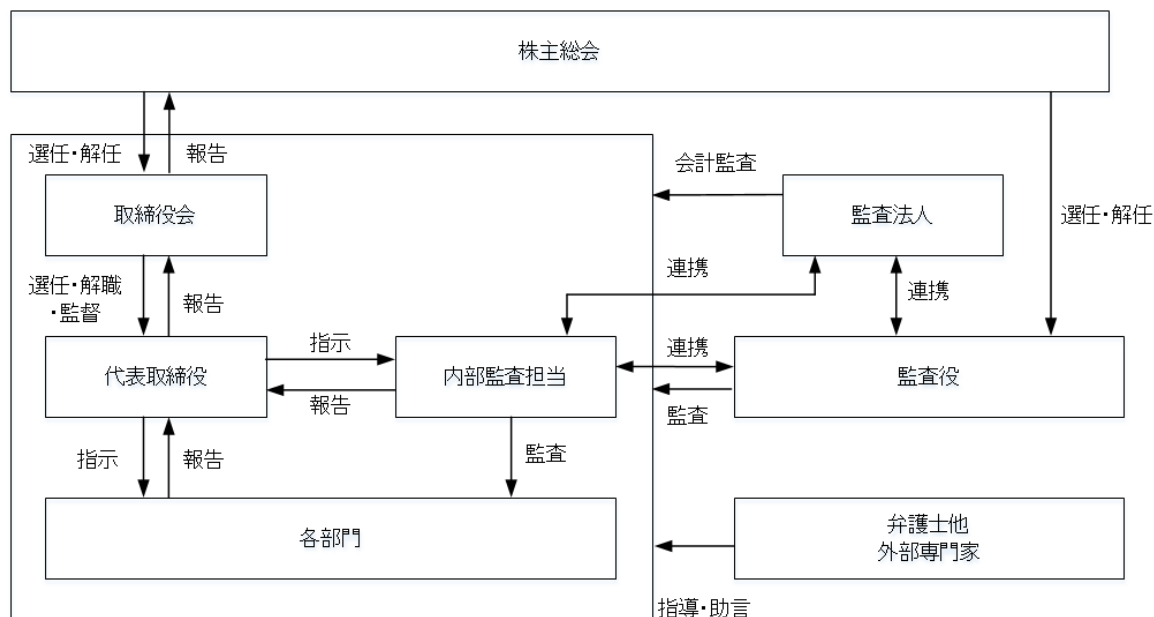
男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	—	國本行彦	1960年 8月21日	1984年4月 2005年6月 2006年1月	日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 (株)ジャフコ退職 当社設立、代表取締役就任(現)	(注)4	(注)3	2,735,000
取締役	—	朝日義明	1955年 2月18日	1977年4月 1983年4月 1993年7月 2006年1月 2015年4月 2015年12月	東京証券取引所(現(株)日本取引所グループ)入所 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 ジーピーシー(株)設立、代表取締役社長就任 当社取締役就任(現) マクニカ富士エレホールディングス(株)社外監査役就任(現) 日本エス・エイチ・エル(株)社外取締役就任(現)	(注)4	(注)3	33,000
取締役	—	林高史	1966年 10月27日	1991年10月 1997年1月 2005年4月 2016年6月 2017年1月 2018年10月	中央新光監査法人入所 (株)ジャフコ入社 林公認会計士事務所開設、代表就任(現) 日邦産業(株)取締役(監査等委員)就任(現) 日本ホスピスホールディングス(株)監査役就任(現) 当社取締役就任(現)	(注)4	(注)3	23,000
監査役	—	伊藤浩平	1963年 8月27日	1988年4月 1992年2月 1997年4月 2000年3月 2003年7月 2008年6月 2019年8月	(株)野村総合研究所入社 井上斉藤英和監査法人(現あずさ監査法人)入所 (株)ジャフコ入社 (株)デュオシステムズ(現ITbook株式会社)取締役 株式会社KPMGFAS入社 伊藤浩平公認会計士事務所所長(現) 当社監査役就任(現)	(注)5	(注)3	—
計								2,791,000

- (注) 1. 取締役 朝日義明は、社外取締役であります。
 2. 監査役 伊藤浩平は、社外監査役であります。
 3. 2019年12月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑧ 役員報酬の内容」に記載のとおりです。
 4. 取締役の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時から2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 監査役の任期は、2019年8月6日の臨時株主総会終結の時から2022年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数
市橋 景子	1991年10月5日	2016年8月 バクテラ・テクノロジー・ジャパン株式会社入社法務担当 2016年9月 司法試験合格 2017年9月 バクテラ・テクノロジー・ジャパン株式会社退職 2018年12月 東京弁護士会登録(71期) 2019年1月 弁護士法人内田・鮫島法律事務所入所(現在に至る)	—

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、清友監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2019年12月期において監査を執行した公認会計士は市田知史氏、柴田和彦氏の2名であ

り、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理担当役員1名が内部監査担当者として業務を監査しております。また、管理部門の監査は、代表取締役が指名する者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

監査役については1名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部門が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名を選任しております。社外取締役は、中長期的な企業価値の向上や株主の利益保護のための監視、監督機能を担っております。社外取締役朝日義明は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

また当社は、社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役伊藤浩平は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役又は、社外監査役の独立性に関する基準又は、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役	13,720	11,900	1,820	-	4
監査役	1,080	990	90	-	3
計	14,800	12,890	1,910	-	7

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で決めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益分配を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑭ 取締役の責任の一部免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	3,000	—
連結子会社	300	—
計	3,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の連結財務諸表について、清友監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	95,542	165,671
売掛金	2,354	8,246
営業投資有価証券	123,365	442,175
投資損失引当金	△ 5,000	△32,038
その他	558	879
貸倒引当金	△ 1,289	△317
流動資産合計	215,531	584,616
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	336,851	※1 403,575
その他	650	720
投資その他の資産合計	337,501	404,295
固定資産合計	337,501	404,295
資産合計	553,032	988,911
負債の部		
流動負債		
短期借入金	10,000	※1 35,000
未払金	8,381	6,007
未払法人税等	32,518	42,182
その他	2,030	3,148
流動負債合計	52,930	86,337
固定負債		
繰延税金負債	101,987	158,529
長期預り金	-	9,661
固定負債合計	101,987	168,190
負債合計	154,917	254,528

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,355	62,355
資本剰余金	24,000	24,000
利益剰余金	81,940	142,443
株主資本合計	168,296	228,799
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	200,242	308,145
その他の包括利益累計額合計	200,242	308,145
非支配株主持分	29,575	197,437
純資産合計	398,114	734,382
負債純資産合計	553,032	988,911

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高		
営業投資有価証券売上高	12,074	55,679
ファイナンシャルアドバイザー売上高	7,476	2,111
メディア事業売上高	21,386	19,670
イベント事業売上高	15,358	13,822
売上高合計	56,294	91,283
売上原価		
営業投資有価証券売上原価	9,975	1,908
投資損失引当金繰入額	5,000	31,538
その他の売上原価	17,120	15,999
売上原価	32,095	49,446
売上総利益	24,199	41,836
販売費及び一般管理費	※1 41,169	※1 57,287
営業損失(△)	△16,970	△15,451
営業外収益		
受取利息	0	17
受取配当金	615	617
懇親会費収入	575	174
その他	6	—
営業外収益合計	1,198	808
営業外費用		
支払利息	161	774
株式交付費	79	—
その他	5	—
営業外費用合計	246	774
経常損失(△)	△16,018	△15,416
特別利益		
投資有価証券売却益	101,705	150,820
特別利益合計	101,705	150,820
特別損失		
投資有価証券評価損	—	27,296
特別損失合計	—	27,296
税金等調整前当期純利益	85,687	108,107
法人税、住民税及び事業税	33,688	59,076
法人税等調整額	△2,938	△994
法人税等合計	30,750	58,082
当期純利益	54,936	50,025
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△424	△14,476
親会社株主に帰属する当期純利益	55,360	64,501

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	54,936	50,025
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△13,129	107,903
その他の包括利益合計	※1 △13,129	※1 107,903
包括利益	41,807	157,928
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	42,231	172,404
非支配株主に係る包括利益	△424	△14,476

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	55,355	17,000	29,968	102,323
当期変動額				
新株の発行	7,000	7,000		14,000
剰余金の配当			△3,388	△3,388
親会社株主に帰属する 当期純利益			55,360	55,360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	7,000	7,000	51,972	65,972
当期末残高	62,355	24,000	81,940	168,296

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	213,371	213,371	—	315,695
当期変動額				
新株の発行				14,000
剰余金の配当				△3,388
親会社株主に帰属する 当期純利益				55,360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△13,129	△13,129	29,575	16,446
当期変動額合計	△13,129	△13,129	29,575	82,418
当期末残高	200,242	200,242	29,575	398,114

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,355	24,000	81,940	168,296
当期変動額				
剰余金の配当			△3,998	△3,998
親会社株主に帰属する 当期純利益			64,501	64,501
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			60,503	60,503
当期末残高	62,355	24,000	142,443	228,799

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	200,242	200,242	29,575	398,114
当期変動額				
剰余金の配当				△3,998
親会社株主に帰属する 当期純利益				64,501
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	107,903	107,903	167,863	275,765
当期変動額合計	107,903	107,903	167,863	336,268
当期末残高	308,145	308,145	197,437	734,382

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	85,687	108,107
減価償却費	160	—
投資有価証券評価損	—	27,296
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,274	△972
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	5,000	27,038
受取利息及び受取配当金	△615	△634
支払利息	161	774
売上債権の増減額 (△は増加)	△107	△5,892
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	△58,980	△247,840
未払金の増減額 (△は減少)	2,765	△2,374
未払消費税等の増減額 (△は減少)	465	536
投資有価証券売却損益 (△は益)	△101,705	△150,820
その他	56	269
小計	△65,837	△244,511
利息及び配当金の受取額	615	634
利息の支払額	△161	△774
法人税等の支払額	△2,911	△49,413
営業活動によるキャッシュ・フロー	△68,294	△294,064
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△30,000	—
投資有価証券の売却による収入	101,986	151,270
出資金の出資による支出	△70	—
敷金及び保証金の差入れによる支出	—	△70
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,916	151,200
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	10,000	25,000
配当金の支払額	△3,380	△4,006
株式の発行による収入	14,000	—
非支配株主からの払込による収入	30,000	192,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,619	212,993
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	54,240	70,128
現金及び現金同等物の期首残高	41,301	95,542
現金及び現金同等物の期末残高	※1、※2 95,542	※1、※2 165,671

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

The Independents Angel 投資事業有限責任組合

有限責任事業組合 Kips パートナーズ

当連結会計年度において、新たに有限責任事業組合 Kips パートナーズを設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の会計期間の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方法によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年 3 月 30 日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

- ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。
- ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。
- ステップ 3 : 取引価格を算定する。
- ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 12 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,938 千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」104,925 千円と相殺して表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第 3 項から第 5 項に定める「税効果会計にかかる会計基準」注解(注 8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注 9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第 7 項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
投資有価証券	－千円	88,044千円

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
短期借入金	－千円	35,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 主な販売費及び一般管理費

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	11,460千円	12,890千円
給与及び手当	4,082千円	8,790千円
法定福利費	1,696千円	2,751千円
旅費交通費	1,448千円	1,019千円
賃借料	3,040千円	2,960千円
支払報酬料	14,258千円	19,124千円
貸倒引当金繰入額	1,274千円	－千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	81,911千円	370,042千円
組替調整額	△101,705千円	204,602千円
税効果調整前	△19,793千円	165,439千円
税効果額	6,664千円	△57,536千円
その他有価証券評価差額金	△13,129千円	107,903千円
その他の包括利益合計	△13,129千円	107,903千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	3,328,600	670,000		3,998,600
A種種類株式(株)	600,000		600,000	－

自己株式				
A種種類株式(株)	-	600,000	600,000	-

(変動事由の概要)

普通株式は、2018年12月3日に第三者割当増資を行ったことにより、70,000株増加しております。また2018年12月12日にA種種類株式600,000株を当社が取得し、その対価として普通株式600,000株を交付したことにより、普通株式が増加しております。

なお、2018年12月12日に当社が取得したA種種類株式600,000株は消却しております。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年2月26日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	3,328 60	1.0 0.1	2017年 12月31日	2018年 2月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,998	1.0	2018年 12月31日	2019年 3月19日

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,998,600	—	—	3,998,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）	摘要
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末		
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	注	
合計			—	—	—	—		

（注）ストック・オプションとしての新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年3月18日 定時株主総会	普通株式	3,998	1.0	2018年 12月31日	2019年 3月19日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,997	2.0	2019年 12月31日	2020年 3月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	95,542千円	165,671千円
現金及び現金同等物	95,542千円	165,671千円

※2 現金及び現金同等物のうち当社が管理・運営する投資事業組合の残高

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	69,999千円	134,505千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については増資又は銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。そのため、管理部において、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券は、主に株式及び社債であります。ベンチャーファイナンスの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。そのため、市場価格がなく、売却時期が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難であります。しかし、投資段階において投資委員会による事前審査を行うとともに、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングしており、定期的に投資先の財務状況等を把握しております。また半期ごとに投資先企業の実情を勘案の上、評価基準に基づき評価を行い、必要に応じて償却処理又は投資損失引当金を計上しております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されているため、定期的に時価や財務状況等を把握しており、一方、非上場株式についても定期的に投資家の実情を勘案の上、評価基準に基づき評価を行っております。

営業債務である未払金等は、おおむね3ヶ月以内の支払期限であり、借入金は運転資金を目的としたものであります。これらは、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）をとまいませんが、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）をご参照ください。）

前連結会計年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	95,542	95,542	—
(2) 売掛金	2,354		—
貸倒引当金（※1）	△1,289		—
計	1,064	1,064	—
(3) 投資有価証券			—
その他有価証券	306,180	306,180	—
資産合計	402,787	402,787	—
(1) 短期借入金	10,000	10,000	—
(2) 未払金	8,381	8,381	—
(3) 未払法人税等	32,518	32,518	—
負債合計	50,900	50,900	—

当連結会計年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	165,671	165,671	—
(2) 売掛金	8,246		—
貸倒引当金（※1）	△317		—
計	7,928	7,928	—
(3) 営業投資有価証券および投資有価証券			—
その他有価証券	472,770	472,770	—
資産合計	646,370	646,370	—
(1) 短期借入金	35,000	35,000	—
(2) 未払金	6,007	6,007	—
(3) 未払法人税等	42,182	42,182	—
負債合計	83,189	83,189	—

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を採用しております。

(3) 営業投資有価証券および投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格を採用しております。

負 債

(1) 短期借入金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
その他有価証券		
非上場株式	138,086	316,030
非上場債券	15,950	56,950
合計	154,036	372,980

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象としておりません。また、非上場債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	95,542	—	—	—
売掛金(※1)	1,064	—	—	—
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(※2)	—	10,950	—	—
合計	96,607	10,950	—	—

(※1) 個別の貸倒引当金を控除しております。

(※2) 個別の投資損失引当金を控除しております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	165,671	—	—	—
売掛金(※1)	7,928	—	—	—
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	10,950	—	—
合計	173,600	10,950	—	—

(※1) 個別の貸倒引当金を控除しております。

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2018年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	10,000	—	—	—

当連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	35,000	—	—	—

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度 (2018年12月31日)

区分	種類	連結決算日における 連結貸借対照表計上 額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	306,180	1,011	305,168
	小計	306,180	1,011	305,168
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—

当連結会計年度 (2019年12月31日)

区分	種類	連結決算日における 連結貸借対照表計上 額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	472,770	2,162	470,607
	小計	472,770	2,162	470,607
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの	11,970	1,995	—
投資有価証券に属するもの	101,986	101,705	—
合計	113,956	103,700	—

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの	55,048	53,448	—
投資有価証券に属するもの	151,270	150,820	—
合計	215,318	204,269	—

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について、27,296千円（その他有価証券の非上場株式）の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)に付与したストック・オプションの内容

会社名	発行者
決議年月日	2019年3月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社監査役 1名、当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 92,500株
付与日	2019年3月18日
権利確定条件	当社の取締役、監査役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年3月19日 至 2031年3月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	発行者
決議年月日	2019年3月18日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	92,500
失効	15,000
権利確定	—
未確定残	77,500
権利確定後（株）	—
前連結会計年度末	
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	発行者
決議年月日	2019年3月18日
権利行使価格（円）	200
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似上場会社法と時価純資産法との折衷法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 ー円
- (2) 当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額 ー円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	2,335千円	11,486千円
未払事業税	2,938千円	3,932千円
投資損失引当金	1,729千円	9,667千円
貸倒引当金	441千円	91千円
売掛金	-	336千円
繰延税金資産小計	7,444千円	25,513千円
評価性引当額(注)	4,506千円	21,581千円
繰延税金資産の合計	2,938千円	3,932千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	104,925千円	162,462千円
繰延税金負債の合計	104,925千円	162,462千円
繰延税金負債の純額	101,987千円	158,529千円
(注) 評価性引当額の増加の主な内容		
投資有価証券評価損	9,149千円	
投資損失引当金	7,937千円	

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	-	34.6%
(調整)		
住民税均等割	-	0.2%
評価性引当額の増減	-	15.8%
投資事業組合等における非支配持分帰属損益	-	4.6%
その他	-	△1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	53.7%

前連結会計年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はベンチャーファイナンス事業を主軸とし、イベント・メディア事業を営んでおりますので、「ベンチャーファイナンス事業」及び「イベント・メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ベンチャーファイナンス事業」は、ベンチャー企業への投資及び助言、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員となって投資先の選定及び育成支援を行っております。

「イベント・メディア事業」は、広報雑誌の発行等を通じてスタートアップ企業の支援を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ベンチャー ファイナンス事業	イベント・ メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	19,550	36,744	56,294	—	56,294
計	19,550	36,744	56,294	—	56,294
セグメント利益又は セグメント損失(△)	2,154	19,624	21,778	△38,749	△16,970
その他の項目					
減価償却費	—	—	—	160	160

- (注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ベンチャー ファイナンス事業	イベント・ メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	57,791	33,492	91,283	—	91,283
計	57,791	33,492	91,283	—	91,283
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	19,739	17,492	37,232	△52,683	△15,451

- (注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 2. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
 3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	13,000 千円	イベント・メディア事業
個人（注）	9,270 千円	ベンチャーファイナンス事業

（注）当社とは利害関係のない外部の第三者であり、当社で保有していた有価証券を一般的な取引と同じ条件で売却しております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	14,400 千円	イベント・メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	特定 非営利 活動法人 インデ ペンデ ンツクラブ (注1)	東京都 豊島区	-	ベンチ ャー企 業の支 援育成 に関する事業	-	役員の 兼任	イベント 開催に 係る 業務委託 (注2)	9,600	売掛金	864
							情報誌へ の広告 掲載料 (注2)	3,400	売掛金	-
役員 及び 主要 株主	國本行彦	-	-	当社 代表 取締役	(被所有) 直接68.4	当社 代表 取締役 債務 被保証	当社 銀行借入 に対する 債務保証 (注3)	10,000	-	-

- (注) 1. 当社の役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりますが、当社が実質的な影響力をもっているため、会社に準ずる事業体（当社グループ）との取引として記載しております。
2. 業務委託料及び広告掲載料については、取引内容を勘案し、両者協議の上決定しております。
3. 当社は銀行借入に対して、代表取締役國本行彦より債務保証を受けております。取引金額は、2018年12月31日時点の借入残高を記載しております。また、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ(注1)	東京都豊島区	-	ベンチャー企業の支援育成に関する事業	-	役員の兼任	イベント開催に係る業務委託(注2)	9,400	売掛金	4,600
							情報誌への広告掲載料(注2)	5,000	売掛金	2,184
役員及び主要株主	國本行彦	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接68.4	当社代表取締役債務被保証	当社銀行借入に対する債務保証(注3)	35,000	-	-

- (注) 1. 当社の役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりますが、当社が実質的な影響力をもっているため、会社に準ずる事業体（当社グループ）との取引として記載しております。
2. 業務委託料及び広告掲載料については、取引内容を勘案し、両者協議の上決定しております。
3. 当社は銀行借入に対して、代表取締役國本行彦より債務保証を受けております。取引金額は、2019年12月31日時点の借入残高を記載しております。また、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	92.17円	134.28円
1株当たり当期純利益	14.07円	16.13円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	55,360	64,501
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	55,360	64,501
期中平均株式数(株)	3,934,162	3,998,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	—	第1回新株予約権 新株予約権の数 775個 (普通株式 77,500株)

(重要な後発事象)

1. 資金の借入について

当社は、下記の通り資金の借入を実行いたしました。

- (1) 借入日 2020年2月10日
- (2) 金額 100,000 千円
- (3) 金利 3.3%
- (4) 返済期限 2021年2月10日
- (5) 貸付人 日本証券金融株式会社
- (6) 担保状況 有価証券担保
- (7) 資金用途 運転資金

2. 第三者割当による特に有利な払込金額をもって発行する募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

当社は、2020年2月10日開催の取締役会において、下記のとおり「第三者割当による特に有利な払込金額をもって発行する募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件」について株主総会に付議することを決議し、2020年3月23日開催の株主総会において本議案は承認されました。

(1) 募集の内容

①募集株式の種類	普通株式
②募集株式の数の上限	500,000株
③払込金額の下限	直近の流通株価と同額の1株につき340円とする。
④募集方法	第三者割当方式によるものとする。
⑤募集事項の決定の委任	上記に定めるもののほか、募集事項及び割当に関する細目事項については、当社取締役会決議により決定する。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	35,000	2.5	—
合計	—	35,000	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告としております。 但し、事故その他やむを得ない事由において電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.kips.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

剰余金の配当を受ける権利

募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月30日

株式会社 Kips

取締役会 御中

清友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

市田知史 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

柴田和彦 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Kips の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Kips 及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上